

資料A-2 合理的配慮を考えるための演習課題

【演習】次のケースについて、合理的配慮の内容を考えてみましょう。(中学校)

1. 対象児童生徒等について

(1) 実態

A生徒は、B中学校の3年生であり、広汎性発達障害の診断を受けている。心理検査では、その年齢段階に標準的に要求される能力と比較して抽象的な概念を使った課題になると、その理解が困難であるという結果が出ている。

小学校のときから登校できない状況があり、中学校1年時もほとんど登校できない状況であった。本人・保護者の意向を踏まえながら、学級担任やスクールカウンセラー等が中心となって支援をしたところ、2年時から、1単位時間(50分)のみの学習参加であるが、週に数回登校が可能となり、現在ではほぼ毎日登校できるようになってきた。

しかし、他の生徒との関わりは余り見られなく、学級の中で会話ができる友達は数名である。他の生徒から話し掛けられると、うなづく程度の関わりである。また、大きな集団での活動の場が苦手であり、萎縮してしまうことが多い。人前に立つことが苦手であり、ストレスをためやすいといったこともある。学級担任に対しては、質問できるようになっており、他の教員に対しても声を掛けることができるようになっている。

(2) 学習状況

A生徒は、通常の学級に在籍している。学習時には、教員の全体への指示を聞いているが、取り組むべき内容ややり方が理解できていないことがある。また、当該学年の学習内容を理解することに難しさがある。作業的な学習が好きであるため、技術・家庭の授業があるときは積極的に参加しているが、個別の作業では、具体的な指示を必要とする。運動面では、テニス、野球など身体を動かすことが好きだが、緊張により疲れやすい。提出物を出しているが、書字には大変時間がかかる。人前で発表するスピーチや日直の司会などの役割は難しい。

2. 対象児童生徒等の学校における基礎的環境整備の状況

(1) 【基礎1】ネットワークの形成・連続性のある多様な学びの場の活用

B中学校があるC市では、特別な教育的支援を必要とする児童生徒等に対して、適切かつ効果的・効率的な指導を推進することを目的として、全ての学校に校内委員会を設置している。また、その業務を円滑に推進するための企画・立案や連絡調整を行うために、特別支援教育コーディネーターを指名している。

また、C市では、各校の特別支援教育コーディネーター等を支援し、小・中学校の通常の学級に在籍する発達障害等の特別な教育的支援を必要とする児童生徒の把握や、それに基づく個別の指導計画の作成などをサポートするために特別支援教育巡回相談員を配置しており、特別支援教育巡回相談員が必要に応じて学校を訪問している。B中学

校においても、特別支援教育巡回相談員を活用している。

(2) 【基礎2】 専門性のある指導体制の確保

C市では、「学校教育の重点事項」の中の「学校教育の今日的課題」として、特別支援教育を取り上げ、校内支援体制の充実を図りながら、学校全体としての特別支援教育の推進を進めている。具体的項目としては、「個別の指導計画を活用した指導・支援の充実」「交流及び共同学習の積極的な推進」「個別の教育支援計画を活用した早期からの継続的な指導・支援の充実」などの取組を示している。

以上の取組を受けて、B中学校では、特別支援教育の推進を学校の教育推進の重点の一つに位置付け、校内支援体制の確立や特別支援学級の全校的な支援等である。特別支援教育コーディネーターを中心とした校内委員会の推進や、特別支援学級の生徒と通常の学級の生徒とが、様々な場面で触れ合えるような体制作りに取り組んでいる。

校内委員会の推進役となる特別支援教育コーディネーターの資質の向上を図るため、C市では、初めて特別支援教育コーディネーターに指名された者を対象として、特別支援教育コーディネーター養成研修会を開催するとともに、特別支援教育コーディネーターの経験者で希望する者を対象とした特別支援教育コーディネーター専門コースの研修を実施している。また、全校を対象とした特別支援教育コーディネーター連絡会議を開催し、独自に作成したハンドブックを用いて、校内委員会の適切な運営について助言するとともに、校内研修で活用できるようコンテンツを作成し、全校に配付している。B中学校の特別支援教育コーディネーターも、このような会議や専門コースの研修を受けており、A生徒の合理的配慮の検討等にその専門性を役立てている。

(3) 【基礎3】 個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成等による指導

C市では、特別な教育的支援を必要とする児童生徒の指導・支援に当たっては、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成し、活用することを推進している。C市では従前から、保護者が安心して児童生徒を育て、継続した相談支援が図られるよう成長の様子や学校の記録、関係機関等の様々な情報をファイリングできる手帳を発行しており、このような手帳を活用するなどして個別の教育支援計画を作成することを推進している。

B中学校では、個別の教育支援計画を作成し、実態把握や指導・支援の共通理解等に努めている。

(4) 【基礎4】 教材の確保

C市では、各学校において児童生徒等の状況を踏まえた補助的な教材を使用するように助言している。

B中学校では、教科ごとに役割分担をして教材を準備するなどの充実を図っている。特にユニバーサルデザインを意識した授業作りにおいて、視覚的な教材の効果的な提示などに取り組んでおり、ICTの活用やグループ学習時におけるグループごとのホワイ

トボード等の効果的な活用などの検討を進めている。

(5) 【基礎5】 施設・設備の整備

A生徒に特化したものは特にない。

(6) 【基礎6】 専門性のある教員、支援員等の人的配置

C市教育センターの教員研修として、特別支援教育研修コースが設定されている。コースの内容としては、小・中学校における支援の実際、特別支援教育推進のための校内支援体制、自閉症児の理解や障害特性に基づく支援の実際などのほか、内容は多岐にわたっている。

C市では、通常の学級に在籍している困りのある児童生徒への学習や生活上の支援を行うものとして、特別支援教育支援員（以下「支援員」という。）を希望する学校へ配置している。支援員は校長の監督のもと、教員の補助として次の活動を行う。

- ① 対象となる児童生徒の学習活動における支援
- ② 対象となる児童生徒の学校生活における日常生活動作の介助
- ③ その他、事業の目的に沿って、校長が必要と認める教育活動の支援

また、C市では支援員に対して、専門性を高めるために、発達障害の理解等の研修を実施するとともに、支援員ハンドブックを作成し、配付している。

B中学校においても、支援員を活用しており、対象となる生徒の学習活動の充実等に役立っている。

(7) 【基礎7】 個に応じた指導や学びの場の設定等による特別な指導

B中学校では、本モデル事業の対象事例となる生徒の個別指導の場として、リソースルームを整備して個別指導を進めている。A生徒はリソースルームで国語や英語の個別学習を受けている。

(8) 【基礎8】 交流及び共同学習の推進

C市では、教育振興基本計画において、障害のある児童生徒等が地域で学び育つ教育を推進するとともに、「学校教育の重点事項」として、交流及び共同学習の積極的な推進に取り組んでいる。特に、障害のある児童生徒等と障害のない児童生徒等との校内における取組はもとより、設置者が異なる特別支援学校間の交流及び共同学習のほか、特別支援学校に在籍する児童生徒等が居住する地域の学校との交流及び共同学習も積極的に推進している。

B中学校では、特別支援学級に在籍する生徒と通常の学級の生徒とが、様々な場面で触れ合えるような体制作りに取り組んでおり、生徒の日常的な交流のほか、学校行事においても特別支援学級の生徒が行事に参加しやすいようにしている。また、特別支援学級の生徒がサッカー部などの部活動に参加したり、生徒会活動でもリサイクルに関する取組などに通常の学級の生徒と関わり合いながら参加できるようにしたりしている。

記入例

困難さの状況 （事例の抱える困難）

- 話を理解することが難しい。
- 算数が苦手。わからなくなると、机に伏せる。→泣く。
- 全体への指示を聞いて行動することが苦手。
- ・・・・・・・・・・
- ・・・・・・・・・・
- ・・・・・・・・・・

合理的配慮の実際 （観点と取組の内容）

【①-1-1】

- 全体への指示を聞いて行動することが苦手なため、見通しをもちながら集団の中で活動できるように、全体に指示した後、個別に確認したり指示したりしやすいよう、担任の近くの席にする。
- ペア学習をすることにより、児童同士で声を掛け合い自然と指示に従うことができるようにする。自分から声を掛けたり、友達に尋ねたりすることで周りと同じように活動ができる。

【①-2-3】

- A児は、低学年の時から学習中の姿勢が崩れやすく、頭が下がりに伏してしまふことが多かった。分らないことやできないことで落ち込んでいる時や、集中が途切れて課題に取り組む意欲を無くしている時に姿勢が崩れやすいことから、拳手をして発表したときは、認めたりほめたりして自信をもたせたり、意欲が続くようにする。また、正しい姿勢を意識できるように、日常的に声掛けをする。

【②-1】

- ・・・・・・・・・・

学校における『合理的配慮』の観点【3観点11項目】

①教育内容・方法

- ①-1 教育内容
 - ①-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮
 - ①-1-2 学習内容の変更・調整
- ①-2 教育方法
 - ①-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮
 - ①-2-2 学習機会や体験の確保
 - ①-2-3 心理面・健康面の配慮

②支援体制

- ②-1 専門性のある指導体制の整備
- ②-2 幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮
- ②-3 災害時等の支援体制の整備

③施設・設備

- ③-1 校内環境のバリアフリー化
- ③-2 発達・障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮
- ③-3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

まとめと感想